

## 特定非営利活動法人の設立の認証の取消しについて

長崎県知事認証の特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）の規定により、以下の法人の設立の認証を取り消しました。

- 法人名  
特定非営利活動法人 エヌ・ジェイ・エフ
- 主たる事務所の所在地  
佐世保市高天町9番20号
- 代表者  
理事 山中新二、原口 歩、堤 正年、田中健太郎、相川正彦、  
湯本 好一  
※代表者は死亡。他の理事は辞任。
- 認証年月日  
平成16年3月5日
- 取消年月日  
平成30年10月10日
- 取消し理由  
特定非営利活動法人においては、法第29条及び長崎県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年長崎県条例第27号）第5条の規定により、事業報告書等の書類を毎事業年度初めの3ヶ月以内に提出しなければならないとされている。  
しかし、当団体は平成16年3月5日の法人設立後、平成16年度分以降の事業報告書等を提出しておらず、法第43条第1項の規定する取消要件（3年以上にわたって法第29条の規定による事業報告書等の提出が行われていないとき）に該当する。
- 根拠法令  
法第43条第1項